

I C Aの「声明」と法制化の問題をめぐって

黒川俊雄（協同総合研究所理事長）

I C Aは、今年の9月20日～23日にイギリスのマン彻スターで創立100周年を記念する大会を開き、「協同の夢の実現へ—21世紀における協同組合運動のための宣言」と「協同組合のアイデンティティに関する声明」を討議して、採択する予定です。カナダのマクファーソン教授がI C A理事会の指名でその原案を起草し、昨年10月理事会に提示しました。ところがそれが討議されて決定された理事会案は、第1次案、第2次案からも、「原則」部分で後退したところが少からずあります。その中で、とくに第2次案まで「第4原則」としてあった「最良の質の生産物やサービスを納得できる価格で供給する」という「サービスの重視」が削除されています。しかし全国縦断シンポジウム東京集会「雇用不安と労働の未来」の記念講演で私が指摘したように、現在日本だけでなく世界各国で、産業「空洞化」のもとで、雇用不安どころか「雇用破壊」がすすんでいる情勢のもとで、これに反対し、営利至上主義企業や行政当局の「21世紀戦略」を民主的に規制するだけでなく、「仕事おこし」「地域づくり」運動を国の主権者である国民・地域の「主人公」である住民がすすめていくことは、「労働の未来」をきりひらいて現状を開していく上で、何よりも重要です。それゆえこの「サービス」の原則は「よい仕事」として是非復活される必要があると思います。

また、マクファーソン教授が、その「背景報告」の中で指摘しているように、世界中で市場経済が急速に拡大し、多国籍企業との競争を協同組合が強いられ、中・東欧諸国における協同組合の再生、アジア諸国、ラテン・アメリカ、アフリカ地域における協同組合の発展、人類の食糧、その他資源、環境の問題、貧困と、宗教、民族、性、言語にかわる対立の問題などの解決が当面の課題となっ

ており、そのためにコミュニティの持続可能な組織化が必要であり、協同組合は、このような課題に挑戦するためにそのあり方が問われています。

（『協同の発見』第35号7～8ページ）「第7原則、コミュニティへの関与」は、そのために設けられたものでしょう。残念ながら、その中には、国際的視点も、グローバルな視点も、人類的視点も言葉としては書かれてはいませんが、「コミュニティ」というばあい、国内のせまい地域のコミュニティだけではなく、「E C」に見られるように、国境をこえたエリア（area）という地域におけるコミュニティをも意味していますし、「第6原則

協同組合間協同」で「協同組合は、地方的、全国的、地域的ならびに国際的機構を通じて協同することによって、自らの組合員に最も有効に役立つとともに、協同組合運動を強化する」としてありますから、「第7原則」は、このような視点に立って実践されるものといえるでしょう。マクファーソン教授も「諸原則の一つ一つは、お互いに独立したものではない。それらは、一つを無視すると、全体が価値を減らすように、微妙につながりあっている」（前掲書13ページ）と指摘しています。

つぎに、協同組合の「価値」の中で、「協同組合は、自助、民主主義、平等、公正、および連帯」という価値に基礎をおく」とされていますが、日本でとくに重視する必要があるのは、「自助」ではないかと思います。なぜならば、日本では、行政当局の公的責任、企業の社会的責任を追求するあまり、「自助」を棚上げにし、否定しがちだからです。ところがマクファーソン教授は、こうのべています。

「『自助』は、すべての人々が、自らの運命を最大限制御するために闘うことができるし、闘う

べきだ、という信条に基くものである。個々人の経済的・社会的な条件の改善に対して協同組合がなしうる独自の貢献は、他の人々との連合を通じて達成される。人が個人として試みられること、達成できることには限界がある。共同の活動を通じて、とりわけ市場において、あるいは政府に対して、グループの共同の影響力を拡大することによって、人はより多くのことを達成することができる。自分たちの協同組合の成長を促進する中で、諸個人は人民として発達する。自らが学んだ技術によって、仲間の組合員から得た理解によって、自らがその一部であるより広範な社会について得た洞察によって。こうした技術と理解は、他の試みにも拡張することができ、かつては限られた影響力しかもっていなかった人民が力量を獲得する重要な形態となっていく。けれども、自助は、単に限られた個人的利害がとる仮りの姿として理解すべきものではない。相互責任がそれだけ重要な所以である」(前掲書11ページ)

多くの日本人にとっては教訓に富んだ指摘であると思います。

また、マクファーソン教授は、「民主主義」について、「『民主主義』は、権利、より正しくは権利と責任に関する考察を含んでいる。しかし民主主義はそれ以上のことと意味する。すなわち、それは、協同組合内部の民主主義的精神を促進するという、終わることのない、困難だが価値ある本質的任務を意味している」(前掲書16ページ)

個人的利害にもとづく要求を権利として要求し、自己責任を棚上げにしがちな多くの日本人にとっては心すべきことでしょう。

協同組合の「価値」の中の後半部分は、「協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、および他者への配慮という倫理的価値を信奉する」となっているが、この中で、日本では「公開」がきわめて重要だと思われます。というのは、日本ほど、政府、地方公共団体、企業だけでなく、大衆団体においても、その一員が、情報や経営、経理の「公開」がもっている「価値」を認識していない国はないのではないかと思われるからです。金

権腐敗、あらゆる汚職がおこるのはそのためです。いまおこっている東京の二つの信用組合の問題もそうです。協同組合こそがまずもって自らの事業に関する重要な情報を定期的に公開して「正直な取り引き」をおこなっていかなければなりません。

最後に、法制化問題について言及すれば、現在日本で、政府が法制的枠組みを決定していない労働者協同組合について法制化を要求する運動を組織していく必要がありますが、そのためには、法案の具体的な内容について検討しなければならないことはもとより、この運動をどう組織していくかということが重要です。しかし日本では、戦前から、大衆運動として法制化を要求する運動を組織した経験が乏しく、組織したとしてもほとんど成果をおさめていません。しかし協同組合が法制化を要求する運動を組織するにあたっては、政府といたずらに対決するのではなく、しかも政府との関係において自律的でオープンでなければならぬし、事業活動において、それこそ協同組合の諸原則が根づいているという実績を積み重ね、自らの事業に関する重要な情報を政府に対しても他の協同組合や非営利組織に対しても定期的に開示していくことが何よりも重要なことです。これが現段階における法制化運動の原則だといえるでしょう。